

問 1石岡市役所本庁舎 2八郷総合支所 Tel 43-1111（代表）

※料金の記載のないものは無料。

▼在宅心身障がい児（者）の
イベント
**障がい児（者）
野外研修**



●市地域包括支援センター
Tel 35・1127
対象者／認知症の人やその家族・地域住民
場所／八郷総合支所2階
里山カフェ「ゆいてらす」
日時／10月15日（火）
午前10時～11時30分

▼**イベント**
**オレンジカフェ
「結」開催**

●今回の内容は「高齢者の交通安全について学びましょう」。石岡警察署の方が、高齢者に多い交通事故や運転免許証返納について分かりやすくお話しします。
その後、認知症や介護についての語り合いの時間もありません。お気軽にご参加ください。
日時／10月15日（火）
午前10時～11時30分

①申請書
※期間内に申請のない場合、見舞金を支給できません。
申請に必要なもの／

●令和元年10月1日現在、市内在住で指定難病特定医療費助成の対象疾病333疾患に該当する難病患者の人に見舞金が支給されます。
見舞金額／一人年額3万円
申請期間／10月1日（火）～令和2年3月31日（火）（閉庁日を除く）
②申請書

おしらせ
**難病患者に
見舞金支給**

●市社会福祉協議会本所
Tel 22・2411
③指定難病特定医療費受給者証など
④本人名義の口座
※15歳未満は保護者の口座。
申請場所／
・社会福祉課（本庁）
・市民窓口課（支所）
問 1社会福祉課
Tel 23・5569

●対象者／市内在住で、身体障害者手帳または療育手帳の所持者とその家族
定員／80名（先着順）
申込方法／10月4日（金）～18日（金）に電話で申し込み。
問 市社会福祉協議会本所
Tel 22・2411

●人を対象に、野外研修「りんご狩り」を開催します。
日時／11月9日（土）
行き先／久慈郡大子町方面
※雨天の場合は、県自然博物館を予定。

③記入済みの調査票を回収・点検し、定められた提出先へ提出する。
報酬／1つの調査につき3～5万円程度

●統計調査員の仕事とは
①市から従事依頼があり、調査の説明会に出席する。
②調査準備をした上で調査対象者を訪問し、調査票の配布・記入依頼をする。
③記入済みの調査票を回収・点検し、定められた提出先へ提出する。

おしらせ
**統計調査員を
募集しています**

●統計調査・統計調査員とは
▼統計法に基づく様々な調査が実施される際に、調査票の配布や回収など重要な業務に従事する者を、統計調査員といいます。

●調査内容や受け持ち数により異なります。
応募要件／
・市内在住で満20歳以上の健康な人
・責任を持って調査を遂行し、秘密を保持できる人
・税務、警察、選挙、暴力団等に直接関係のない人
応募方法／登録の際に簡単な面接を行います。詳しくはお問い合わせください。
※統計調査の実施数や規模は年度によって異なり、必要となる調査員の数も異なります。年間を通じて統計調査の仕事があるとは限りませんので、ご了承ください。

●重点募集地区／現在、次の地区で統計調査員が特に不足しています。
鹿の子・正上内・泉町・杉の井・杉並・東光台・南台・旭台・茨城・高浜・北根本・東田中

問 1政策企画課
Tel 23・7277

●今後の統計調査について
▼来年は、農林業センサス・国勢調査などの大規模調査が予定されています。

広告掲載欄

広告掲載欄

おしらせ
**戦没者追悼式を
とり行います**

▼先の大戦において、尊い犠牲となられた本市関係者の殉国の英霊に対し、敬いんな追悼の意を表すとともに、ご遺族のご労苦に対し深い敬意を表し、恒久の平和と市勢発展を祈念するため、戦没者追悼式を実施します。

日時／11月1日(金)

午前10時30分から

場所／石岡市民会館

申込方法／遺族会会員は遺族

会役員に申し込み。それ以外

の人は、電話で社会福祉課へ申し込み。

【問1】社会福祉課

Tel 23・5569

おしらせ
**10月は
土地月間です**

▼10月は、土地に関する普及啓発活動を行う「土地月間」です。一定面積以上の土地取引を行うと、届出が必要となります。

届出が必要な面積／

- ・市街化区域2000㎡以上
- ・市街化区域以外の都市計画区域5000㎡以上
- ・それ以外の区域1万㎡以上

届出が必要な取引／売買、交換、共有物持分の譲渡、一時金を伴う地上権、賃借権の譲渡または設定など

届出期限／契約締結日から2週間以内

※詳しくは市ホームページを確認するか、政策企画課までお問い合わせください。

【問1】政策企画課

Tel 23・7277

おしらせ
**国保税は便利な
口座振替へ**

▼国民健康保険税の納付方法は、金融機関の窓口・コンビニ・クレジットカード・

口座振替から選べます。

口座振替は、納期限ごとに

預貯金口座から自動で納付

する制度です。納め忘れ防

止となり、金融機関へ出向

く必要ありません。

申込方法／通帳・届出印・国

保税の納税通知書を持参の

うえ、市内金融機関で申し

込み。
【問】保険年金課
Tel 23・5557

おしらせ
**浄化槽の管理
していますか？**

▼浄化槽は、微生物などの働きを利用して生活排水をきれいにする装置です。そのため、浄化槽の機能を十分に発揮させるには、定期的な維持管理（保守点検・清掃）と法定検査が必要です。

※法定検査を受けていない方には、県南県民センターから案内が届く場合があります。

【問1】維持管理

①定期的に消毒剤を補充する

保守点検（年3、4回）

②浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取る清掃作業（年1回）

法定検査

③保守点検や清掃が適切に行われ、きれいな水が放流されているか確認する検査（年1回）

3点をまとめて行う「一括契約システム」が便利です。

【問】水質保全協会

Tel 029・291・4004

単独処理浄化槽を
所有する皆さん

「単独処理浄化槽」は、「合併処理浄化槽」と比べて川に流れる汚れの量が8倍です。合併処理浄化槽に転換しましょう。

確認しましょう

自宅の浄化槽が「単独処理浄化槽」か「合併処理浄化槽」であるかは、保守点検業者による点検報告書、法定検査の検査報告書に記載されています。

※平成13年から単独処理浄化槽の新規設置は、原則として認められていません。

【問1】下水道課

Tel 23・7742

お詫びと訂正

広報石岡9月1日号14ページ「高浜駅にサルビアの花を贈呈」の記事の中で『7年ほど前に高浜小から始まり、その後2年後には』と記載しましたが、正しくは『平成17年度に高浜小から始まり、その後には』です。

お詫びして訂正します。

広告掲載欄